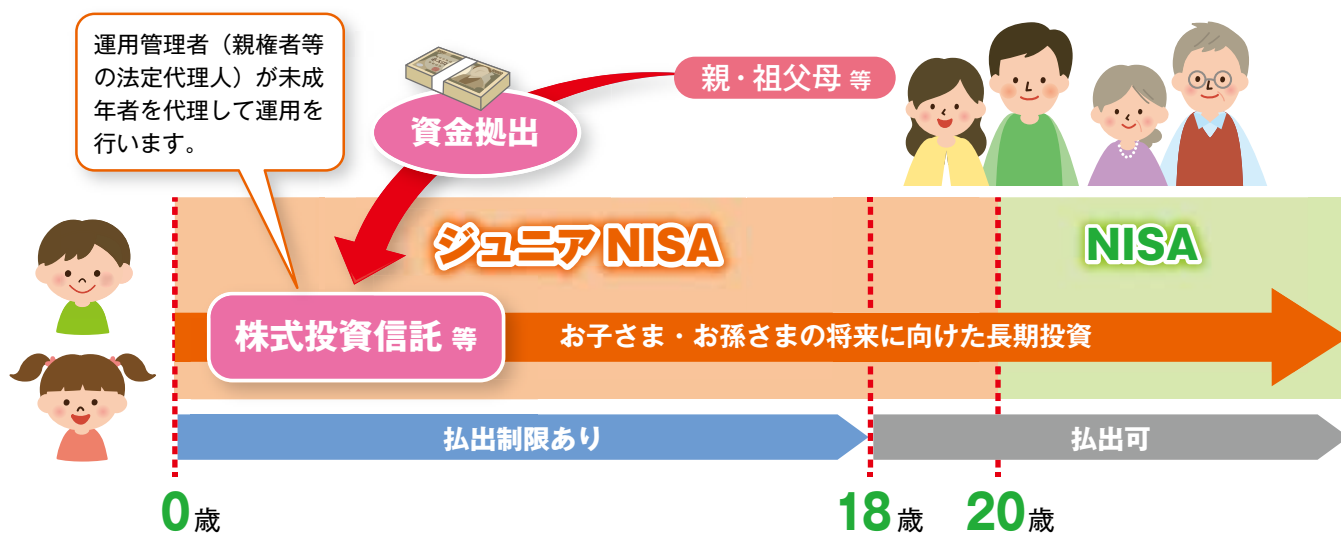


ご相談・お申し込みは **福邦銀行** へ!

ジュニアNISA

ジュニア NISA (未成年者少額投資非課税制度) の主なポイント



POINT
1

日本国内にお住いの0歳～19歳の方が利用可能

- ジュニア NISA 口座開設年の1月1日時点で19歳以下の方が対象となります（20歳以上の方は、ジュニア NISA 口座ではなく、NISA 口座の開設となります）。
- ジュニア NISA の運用管理は、運用管理者（親権者等の法定代理人）が未成年者を代理して行います。

POINT
2

ジュニア NISA 口座内で購入された上場株式等の配当・譲渡益等が非課税に

- 当行では、公募株式投資信託のみが対象となります。課税ジュニア NISA 口座も同様です。
- 投資信託の分配金のうち元本払戻金（特別分配金）は非課税のため、ジュニア NISA のメリットは受けられません。
- ジュニア NISA 口座で発生した譲渡損失は、通算・繰越の対象外です。

POINT
3

非課税投資上限額は毎年80万円、非課税期間は最長5年間

- 平成35年まで毎年80万円を上限に非課税での投資が可能です。但し、未使用分の非課税枠は、翌年以降に繰り越すことはできません。
- 非課税期間中であっても売却は可能です。この場合、売却部分枠の再利用はできません。
- ジュニア NISA を最大限利用した場合、累計400万円（80万円×5年）まで非課税での投資が可能です。

POINT
4

18歳までは払出に制限がある

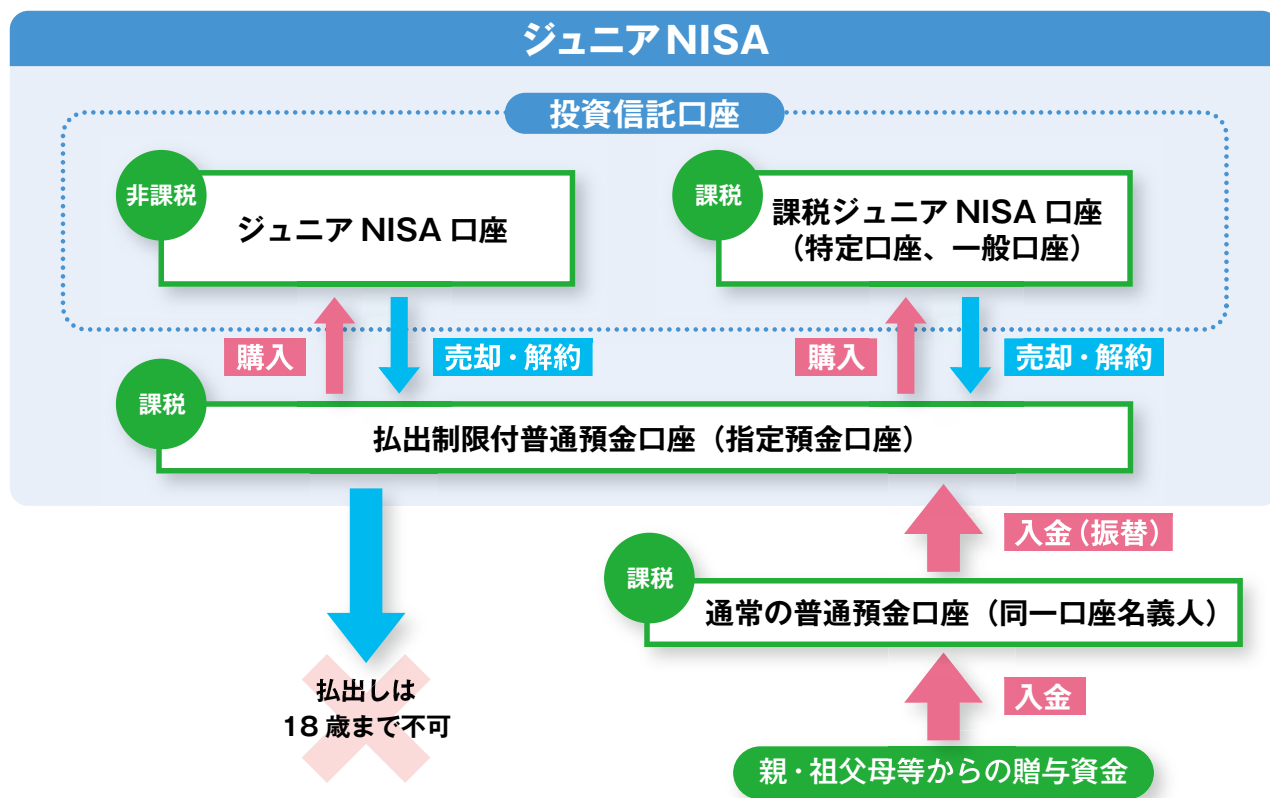
- ジュニア NISA からの払出は、お子さま・お孫さまが3月31日時点で18歳である年の前年12月末までできません（一般に、高校3年生の1月1日以降より払出ができます）。
- 上記期限までに払出された場合は、ジュニア NISA に係る口座は廃止され、災害等のやむを得ない場合を除き、過去に非課税とされた利益に対して課税されます。

POINT
5

ジュニア NISA 口座は、お一人さま1口座のみ

- ジュニア NISA 口座は、全ての金融機関を通じて、お一人さま1口座のみ開設が可能です。
- ジュニア NISA 口座開設後は、金融機関の変更はできません（口座閉鎖後の再開設は可能です）。

ジュニア NISA の仕組み



- ✓ ジュニア NISA のお取引には、① ジュニア NISA 口座、② 課税ジュニア NISA 口座 (特定口座または一般口座)、③ 払出制限付普通預金口座、④ 通常の普通預金口座の 4 つの口座が必要です。
- ✓ ジュニア NISA の資金は、親・祖父母等からの贈与に限定されるものではありません。
- ✓ ジュニア NISA の資金は、口座開設者 (お子さま・お孫さま) の資金に限られます。このため、口座開設者に帰属する資金以外で投資が行われた場合や払出された資金を口座開設者以外の方が費消された場合は、所得税・贈与税等の課税上の問題が生じる場合がございます。

ジュニア NISA 制度と NISA 制度の比較

	ジュニア NISA	NISA
対象者 ^{※1}	0 ~ 19 歳の国内居住者	20 歳以上の国内居住者
年間非課税額	80 万円	120 万円 (平成 27 年までは 100 万円)
対象商品	上場株式・株式投資信託 等	
非課税期間	5 年	
運用可能期間	平成 35 年 12 月 31 日まで	
払出制限	あり ^{※2}	なし
取引主体	運用管理者 (親権者等の法定代理人)	本人
金融機関の変更	不可	可
口座開設に必要な書類	マイナンバー	マイナンバー + 住民票

※1 申告する年の 1 月 1 日時点

※2 3 月 31 日時点で 18 歳である年の 1 月 1 日以降は払出が可能

ジュニアNISAのイメージ

【制度開始時、口座開設者が9歳の場合】

		H28年	H29年	H30年	H31年	H32年	H33年	H34年	H35年	H36年	H37年	H38年	H39年
		9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳
ジュニアNISA口座	非課税管理勘定	H28年分	80万円										
		H29年分		80万円									
		H30年分			80万円								
		H31年分				80万円							
		H32年分					80万円						
		H33年分						80万円					
		H34年分							80万円				
		H35年分								80万円			
ジュニアNISA口座	継続管理勘定	H36年分								80万円			
		H37年分									80万円		
		H38年分										80万円	

各年分ごとに1つの勘定のみ設定可（1つの勘定における非課税投資額上限 **80万円**）

5年間で累積最大5つの勘定を設定可（非課税投資総額最大 **400万円**）

課税ジュニアNISA口座（特定口座／一般口座）

5年経過後は次のいずれかを選択…

- ① 課税ジュニアNISA口座（特定口座／一般口座）に移して保有を続ける。
- ② 時価80万円を上限に、ジュニアNISA口座の新たな**非課税管理勘定**を活用して保有を続ける。
- ③ 時価80万円を上限に、ジュニアNISA口座の新たな**継続管理勘定**（20歳になるまで保有し続けることが可能。但し、ロールオーバー専用勘定のため新規投資は不可）を活用して保有を続ける。

【制度開始時、口座開設者が15歳の場合】

		H28年	H29年	H30年	H31年	H32年	H33年	H34年	H35年	H36年	H37年	H38年	H39年
		15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳
ジュニアNISA口座	非課税管理勘定	H28年分	80万円										
		H29年分		80万円									
		H30年分			80万円								
		H31年分				80万円							
		H32年分					80万円						
NISA口座	非課税管理勘定	H33年分					120万円						
		H34年分						120万円					
		H35年分							120万円				
		H36年分								120万円			

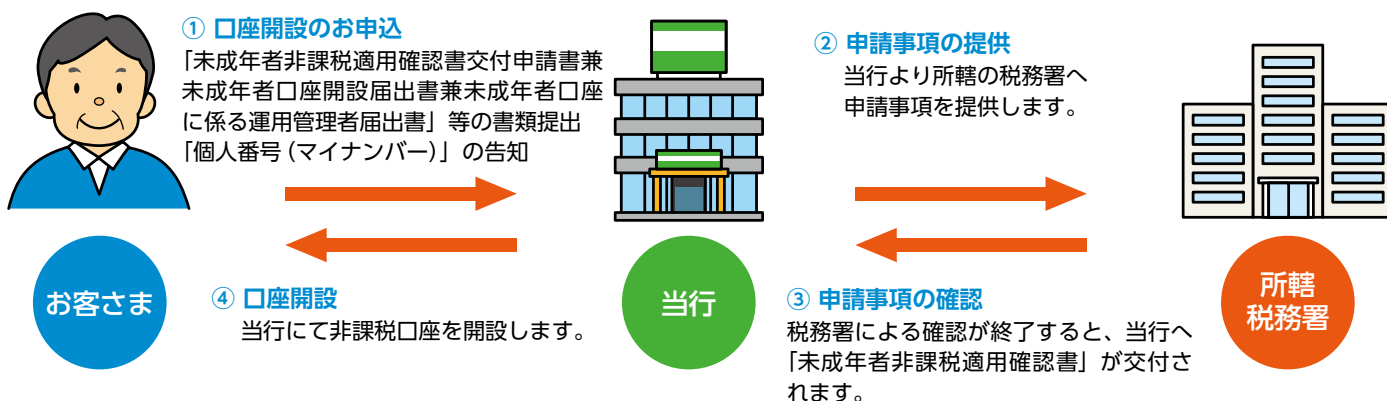
課税口座（特定口座／一般口座）

→自動的にNISA口座が開設される

5年経過後は次のいずれかを選択…

- ④ 課税口座（特定口座／一般口座）に移して保有を続ける。
- ⑤ 時価120万円を上限に、NISA口座の新たな**非課税管理勘定**を活用して保有を続ける。

口座開設の流れ



Q & A

Q1 年間の非課税投資額(80万円)には手数料は含まれますか。

含まれません。購入手数を除いた80万円が投資金額の上限になります。

Q2 ジュニアNISA口座や課税ジュニアNISA口座で購入した投資信託は、18歳まで売却できませんか。

払出制限付普通預金口座からの払出は18歳までできませんが、ジュニアNISA口座や課税ジュニアNISA口座で購入した投資信託は、いつでも売却または解約可能です。

Q3 ジュニアNISAから払出した資金の用途は？

お使い道は自由です。但し、口座開設者である未成年者のためにご使用ください。

【ジュニアNISAをご利用いただくにあたっての留意事項】

- ジュニアNISAのご利用にあたっては、税務署宛の申請手続きが必要となるため、相応の期間(1~2ヶ月)がかかる場合があります。
- ジュニアNISA口座内の投資信託は、他の金融機関に移管することはできません。
- ジュニアNISA口座内で購入された投資信託の分配金を再投資する場合、非課税投資上限額に達するまではジュニアNISA口座での購入となり、上限額を超えた分配金については課税ジュニアNISA口座での購入となります。短期間での乗換や分配金再投資型の投資信託につき高い頻度で分配金の支払を受ける投資手法は不利となる場合があります。
- 払出制限付普通預金口座からの払出しは、口座開設者本人もしくは法定代理人のみが行うことができます。また、原則として口座開設者本人の同意が必要となります。
- 口座開設者が成人となった以後は、口座開設者本人にお取引いただくことになります。
- ジュニアNISAをご利用の際は、「ジュニアNISAに関する留意事項」の内容もご確認ください。「ジュニアNISAに関する留意事項」は、当行の本支店の投資信託販売窓口でご用意しております。

【投資信託をご購入いただくにあたっての留意事項】

- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、当行が元本を保証する商品ではありません。
- 当行が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の規定による支払いの対象ではありません。
- 当行は投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。
- 投資信託は、その信託財産に組入れられた株式・債券・REITなどの価格が、金利の変動、為替相場の変動、その発行者に係る信用状況の変化などで変動し、基準価額が下落することにより、投資元本を割り込むことがあります。投資信託の運用による利益および損失は、投資信託をご購入されたお客さまに帰属します。
- 投資信託の購入から換金・償還までの間に直接または間接的にご負担いただく費用には、購入時手数料、追加設定時信託財産留保額、信託報酬、信託財産留保額、解約手数料、監査費用、売買委託手数料、その他費用などがあります。実際の費用の種類・額および計算方法は投資信託毎に異なります。また、投資信託の保有期間等により換金時および保有期間中の手数料等が変動する投資信託もあります。詳しくは、各ファンドの「投資信託説明書(交付目論見書)」および「目論見書補完書面」でご確認ください。
- 投資信託をご購入の際は、必ず「投資信託説明書(交付目論見書)」および「目論見書補完書面」の内容をご確認のうえ、ご自身でご判断下さい。目論見書等は、当行の本支店の投資信託販売窓口でご用意しております。

※本資料は、平成27年度税制改正に基づくものであり、今後の法令・制度の変更等により、内容が変更される可能性があります。

商号等 : 株式会社福邦銀行
登録金融機関 : 北陸財務局長(登金)第8号
加入協会 : 日本証券業協会

ゆめBANK
福邦銀行

詳しくは、お取引店の窓口 または **ふくほうゆめプラザ** までお問い合わせください。

ふくほうゆめプラザ フリーダイヤル **0120-683-294**

受付時間 月~金 (水曜日を除く) 9:00 ~ 19:00
土・日・祝日(年末年始を除く) 10:00 ~ 17:00